

(別紙1)

「SAGA BLUE PROJECT」事業

県民参加コンクール企画運営等業務委託仕様書

1 委託事業名

「SAGA BLUE PROJECT」事業県民参加コンクール企画運営等業務

2 事業の目的及び概要

本事業は「SAGA BLUE PROJECT」事業の一環であり、交通安全意識を醸成するデザインを募集する県民参加型のコンクール、並びにサポカー（後付け踏み間違い防止装置含む）の広報普及啓発を実施するものである。コンクールを通じて、多くの県民に改めて佐賀県の交通安全について考えてもらうとともに、コンクール優秀作品を活用した広報啓発を行うことで、県民全体の交通安全意識改革を図り、併せてサポカー（後付け踏み間違い防止装置含む）を広く普及させることで、事故のない安全安心な佐賀県を目指すことを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 県民参加型コンクールの実施

広く県民から交通安全意識を醸成するデザインを募集する、「交通安全デザインコンクール」(※仮称)を開催し、コンクール運営に係る全ての業務を実施するものとする。

コンクールスケジュール(予定)は別添のとおりとし、受託業者はこのスケジュールに沿って、県及び県が指定するクリエイティブディレクターと密接に連絡を取りながら業務を進めること。

(ア) コンクールの企画・運營業務

① コンクールの部門・求めるデザイン等

コンクールは、イラストレーション部門、アイデア部門に分けて実施するものとする。それぞれの部門において参加資格は問わず、個人のみならず企業や学校等のグループ単位の参加や、同一人及び同一グループの複数作品の応募も可とする。

(なお、コンクールでの応募作品を活用した広報啓発を実施予定であり、詳細は後述4-(1)-(イ)を参照すること。)

<イラストレーション部門>

下記ツールごとに部門を設け、「佐賀県の交通事故を減らす」効果のあるイラスト案を県民から募集する。

- ・屋外広告用懸垂幕の部

(県内警察署や市町において掲示の他、事故の多い場所での掲示等を想定)

- ・車両貼付用マグネットシート／ステッカーの部
(県や各市町に配布して、公用車や職員の車に貼付けの他、県内の希望者に配布することを想定)

- ・その他、受託業者提案によるツールの部
(県民・県内企業等に配布することを想定。予算に応じて複数部を設けることも可)

<アイデア部門>

「佐賀県の交通事故を減らす」ために効果のあるツールや活動等の自由なアイデアを幅広く県民から募集する。

②募集要領の制作

参加者に分かりやすいようまとめた、募集要領を制作するものとする。募集要領には、以下の内容を織り込むこととする。

- ア コンクールを開催するに至った趣旨や「SAGA BLUE PROJECT」事業の概要についても織り込むこと。
- イ イラストレーション部門において最優秀賞に選ばれた作品は、そのデザインをベースにした啓発物を制作予定であるが、その際、県が指定するクリエイティブディレクターおよび専門家による表現等のブラッシュアップが行われること。(なお、ブラッシュアップをおこなう専門家については受託業者が手配すること)
- ウ 応募作品の著作権は県に帰属するものとし、イラストレーション部門で提出された作品のデザインにあっては、そのツール以外のものに流用されて使用されることがあること。(その場合もクリエイティブディレクターおよび専門家によるブラッシュアップが加わる。)
- エ アイデア部門の作品のうち、県が検討を行い、実現可能なものは今後の県の施策に採用される可能性があること。

③作品の応募期間

デザイン作品の応募期間は令和2年6月1日～令和2年9月上旬頃までとする。

なお、このスケジュールによりがたい事情が生じた場合は県と協議したうえで変更できるものとする。

④参加者募集告知のための情報発信

下記のとおりコンクールについて効果的に広報周知を行い、参加者の獲得に積極的に努めるものとする。広報を通じて、県民の交通安全意識改革を図るように工夫すること。

ア 専用 Web サイトによる情報発信

「交通安全デザインコンクール」の専用 Web サイトを立ち上げ、Web サイトを通じた情報発信を行う。

なお、県では上記とは別に「SAGA BLUE PROJECT」専用 Web サイトを立ち上げているため、必要に応じて「SAGA BLUE PROJECT」専用 Web サ

イトの管理業者と調整を行い、連携をとりながら情報発信を行うこと。

イ マスメディアを通じた情報発信

マスメディアを活用し、コンクールへの十分な参加者数を獲得すると共に、県民の交通安全の意識改革につながる情報発信を実施する。

ウ 県内の企業・学校への情報発信

県内の企業及び学校（小学校～大学まで）に対して広く情報周知を行い、積極的な参加を促すこと。

エ ポスター等のツールの制作・配布

効果的なデザインのイメージ、サイズ、枚数、配布箇所等を検討し、実施すること。

オ その他、効果的と思われる情報発信を行う。

⑤応募方法等

郵送等での応募先は、受託業者がくらしの安全安心課とは別の場所に設定し、応募者・応募作品に関する適切な管理をおこなう。

⑥作品の審査と賞品等

作品の審査については、県及び県が指定するクリエイティブディレクターが行い、部門ごとに最優秀及び優秀賞を決定するものとする。最優秀及び優秀賞の作品数は下記のとおりとし、優秀賞の選定は参加者の年代等も考慮してバランスよく選定をおこなう。

<イラストレーション部門>

○ツールの部門ごとに最優秀賞を1つ選定する。

○ " 優秀賞を複数（2つ程度）選定する。

<アイデア部門>

最優秀賞を1作品とし、優秀賞を複数（8つ程度）選定する。

最優秀及び優秀賞の受賞者には、賞品等（賞金も可）を贈呈することとし、多くの参加を促す効果のある賞品等を選定すること。また、その賞品等の準備に費用がかかる場合には、その費用は全て契約金額に含めるものとする。

なお、賞品等については、下記（キ）の表彰式において贈呈予定であるものの、表彰式欠席者への贈呈については受託業者において、令和3年3月31日までに必着となるよう手配すること。

⑦最優秀及び優秀賞の表彰式

最優秀及び優秀賞については、県庁内あるいは適切な場所で表彰式を行うものとする。なお、表彰式にメディアの取材誘致等をおこなうことで、表彰内容および「SAGA BL

UE PROJECT」事業についての広く情報拡散されるよう努めること。

- ア 表彰式の企画（内容、会場、出演料、連絡調整 等）
- イ 〃 の運営（表彰者との連絡調整、司会・スタッフ手配、進行管理、受付・案内等）
- ウ スケジュール・進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図等）の作成
- エ 会場レイアウト、会場設営・撤去、原状回復（芝生等の復旧等）に係る一切の業務（備品の借り上げ使用料を含む。）
- オ 全体装飾（照明・表示板・音響 等）
- カ 各種看板、受付の設置
- キ 参加者の誘導及び安全対策
- ク 会場内、会場周辺及び来場者駐車場への警備員の配置
- ケ 表彰式に係るメディアプロモートの実施
- コ その他実施に係る必要な業務

⑧最優秀及び優秀賞の結果告知

下記のとおりコンクール結果と最優秀賞及び優秀賞の作品について、表彰式後も効果的に広報周知を行うものとする。また、広報を通じて、県民の交通安全意識改革を図るように工夫すること。

- ア 専用 Web サイトによる情報発信
Web において審査結果及び最優秀及び優秀賞の作品等の情報を公開する。
- イ マスメディアを通じた情報発信
マスメディアを活用し、最優秀及び優秀賞の作品等を紹介すると共に、県民の交通安全の意識改革につながる情報発信を実施する。
- ウ 県内の学校への結果告知
県内の参加校に対して、表彰された作品を分かりやすい形で結果を通知する。
- エ ポスター等のツールの制作・配布
効果的なデザインのイメージ、サイズ、枚数、配布箇所等を検討し、提案すること。
- オ その他、効果的と思われる情報発信を行う。

(イ) 最優秀及び優秀賞を活用した広報

最優秀及び優秀賞の作品を活用した広報を実施し、それらを県内広域に普及させる仕掛けづくりを行うこと。

① イラストレーション部門

○ツールの制作および広報普及啓発

イラストレーション部門で最優秀賞となった作品をベースにしたツールを実際に制作し、広報普及啓発を行う。なお、ツール制作にあたっては県が指定するクリエイティブディレクターおよび専門家による表現等のブラッシュアップをおこない、質の高いツール制作に務める。（ブラッシュアップをおこなう専門家は受託業者が手配する）

広報普及啓発については、その効果を勘案し、ツールの制作個数や配布場所、活用方法等を検討のうえ提案すること。（ツールについては、県が想定しているもの以外の活用方法についても積極的に提案すること。）

○ツール以外の流用

イラストレーション部門で最優秀及び優秀賞となった作品のデザインについては、そのツール以外に流用して活用することで効果的な広報を実施する。（デザイン流用のアイデアについても提案すること）

② アイデア部門

最優秀及び優秀賞となったアイデアについては、その詳細が広く県民に伝わるよう工夫して情報発信すること。

（なお、これらの作品のうち、県が検討を行い、実現可能なものは今後の県の施策に採用される可能性あり。）

(ウ) コンクール事業効果検証

事業終盤に、下記の点を参考に本事業効果の検証を行い、結果をまとめるものとする。

①検証にあたり、コンクール参加者はもちろんのこと、参加者以外の多くの県民の意見を聞き取れる手法で行うこと。

②佐賀県民の交通安全意識改革に、今回のコンクールイベントがどの程度影響を与えたかが分かるように結果をまとめること。

(2) サポカー（後付け踏み間違い防止装置含む）の普及広報業務

高齢者の事故を防ぐツールとして今後益々普及が期待されている、安全運転サポート車及び既存車両に取り付け可能な後付けのアクセルとブレーキのペダル踏み間違い防止装置の普及を目的とした、効果的な広報活動を実施すること。

(ア) マスメディアの活用や企業・団体への働きかけなど、サポカー普及に効果的と思われる広報活動を実施すること。

5 業務報告

委託業務完了後、契約期間までに下記をくらしの安全安心課まで提出すること。

(1) 業務完了報告書

【業務完了報告書に求める内容】

- コンクールの概要・結果をまとめた資料
- 事業効果検証結果をまとめた資料
- サポカー（後付け踏み間違い防止装置含む）の普及広報業務に関する報告（実施内容、

成果等)

(2) 動画データ

(3) 制作した交通安全啓発物

(4) その他、業務において発生した成果物がある場合は、その現物やデータ等

6 受託者の責務

(1) 個人情報保護及び情報セキュリティ

委託契約については、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

(ア) 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止

(イ) 受託業務目的以外の利用の禁止

(ウ) 受託目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止

(エ) 業務従事者による個人情報保護の誓約

(オ) 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(2) 再委託の禁止

受託者は業務の全部又は主たる部分を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(3) 権利の帰属

(ア) 受託者が佐賀県に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。

(イ) 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。

(ウ) 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(エ) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(オ) 受託者は、佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

(カ) 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、受託者と第三者との間に紛争が生じた場合には、受託者は、佐賀県に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。この場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が佐賀県の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

7 留意事項

- ①「SAGA BLUE PROJECT」は佐賀県が指定するクリエイティブディレクターが監修を行うため、事業の実施にあたり、受託者はクリエイティブディレクター、またはクリエイティブディレクターが指定した者からの指示のもと、密接に連携しながら事業を進めること。なお、受託者とクリエイティブディレクターとの協議結果は都度県へ報告すること。

②委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

③本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と協議するものとする。